

番号: 141008

国名: タンザニア

担当部署: 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名: 県農業開発計画(DADPs)灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2 詳細
計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務: 評価分析
- (2) 格付: 3号~4号
- (3) 業務の種類: 調査団参团

2. 契約予定期間等:

- (1) 全体期間: 2015年1月上旬から2015年2月下旬まで
- (2) 業務M/M: 国内 0.50M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数: 準備期間 4日 現地調査期間 23日 整理期間 6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数: 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数: 正1部、写1部
- (3) 提出期限: 12月10日(12時まで)
- (4) 提出場所: 調達部受付(JICA本部1F)

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針:
 - ① 業務実施の基本方針 8点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等:
 - ① 類似業務の経験 45点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③ 語学力 18点
 - ④ その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等: 特になし
- (2) 必要予防接種:
黄熱: 黄熱汚染国を経由してタンザニアに入国する際にはイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。

6. 業務の背景

タンザニアにおいて、農業セクターはGDPの約4分の1及び輸出額の約2割を占めており、同国における経済成長の核であるとともに貧困削減の鍵となっている。

タンザニアの国家灌漑マスタープラン(2002年)においては、約210万haの高い灌漑開発

ポテンシャル地域があるとされており、2006年に策定された「農業セクター開発プログラム（Agricultural Sector Development Program: ASDP）」の実施を通じて灌漑開発を推進しているものの、2010年現在で約35万haの灌漑開発に留まっている。

タンザニア政府は、ASDPの下、500ha以下の小規模灌漑事業の実施主体を中央政府（国）から地方政府（県）へ移管し、灌漑開発を推進しているが、県による自立的な灌漑事業の計画・実施が困難な状況にあったため、タンザニア政府は我が国に対して技術協力プロジェクト「県農業開発計画灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画」の実施を要請した。これを受けてJICAは、同技術協力プロジェクトを2007年1月から3年間にわたり実施し、県の灌漑技術者が事業を円滑に進めるために必要な灌漑事業の調査計画段階から設計、施工、維持管理に至る各段階を包括した作業及び手順を定めた包括的灌漑事業ガイドライン（以下、ガイドライン）の策定と灌漑事業の質的向上のための中央レベルの人材育成に係る協力をを行った。これら成果を踏まえて、JICAはガイドラインの利用を全国に普及し、全国の全132県の灌漑技術者の事業実施能力を強化することを目的とする技術協力プロジェクト（「県農業開発計画（District Agriculture Development Plans：以下DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画」（以下、前フェーズプロジェクト）を2010年12月から2014年6月まで実施した。同プロジェクトでは、全県にガイドラインを普及する拠点地区（以下、デモサイト）として、全国の7つの灌漑ゾーンにおいてデモサイト（各1ヶ所）を設置し、農業・食糧安全保障・協同組合省（以下、農業省）灌漑技術サービス局をカウンター・パート（以下、C/P）機関とし、計7つの灌漑ゾーン事務所の灌漑技術者による県の灌漑技術者に対する灌漑施設建設と灌漑施設維持管理にかかる支援体制の強化を図った。2014年6月の前フェーズプロジェクト終了後、灌漑開発事業はタンザニア政府により継続され、ガイドラインが活用されているが、新灌漑法が制定され、それに伴う灌漑行政の体制変更や、人材育成計画が新たに作成されるなど、タンザニアの灌漑行政にかかる実施体制に変化がある。

かかる状況を受け、タンザニア政府は、これまでのタンザニア国の国家灌漑開発にかかる支援を踏まえ、新灌漑法に基づく灌漑開発政策ならびに灌漑人材育成計画の実施を支援することで、灌漑人材の能力強化を目的とする「県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ2」（以下、本プロジェクト）の実施にかかる支援を我が国に要請した。

これに関し、今回実施する詳細計画策定調査は、タンザニア側関係機関との協議・現地調査を通じ、協力要請の背景及び内容の確認、必要な情報・資料の収集・分析を行い、協力計画を策定し、プロジェクトの枠組みについてはPDM案およびPO案に取りまとめるとともに、協議議事録(R/D)案についても議論し、その合意内容をミニッツ(M/M)に取りまとめ、署名交換を行うものである。

7. 業務の内容

本案件は有償勘定技術支援付帯プロジェクトを予定しており、円借款「小規模灌漑開発事業」との整理も含めて、プロジェクトの協力にかかる当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、本業務従事者は、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては、監督職員より情報提供を行う。

(1) 国内準備期間(2015年1月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握するための前フェーズプロジェクトの情報および報告書等の資料の収集・分析を行う。
- ② 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ③ タンザニア側関係機関(C/P機関等)、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ④ PDM(案)(和文・英文)、PO(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- ⑤ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2015年1月中旬～2月上旬)

- ① JICAタンザニア事務所等との打合せに参加する。

- ②タンザニア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③JICA タンザニア事務所を通じてあらかじめプロジェクト関係機関に配布した質問票を回収するとともに、以下の事項を含む担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - (ア) 開発計画および農業開発関連政策における本プロジェクトの位置づけ
 - (イ) 先方関係機関、特に実施機関の組織体制(人員、予算、所管事項、業務内容等)と関連する法制度
 - (ウ) 関連セクターにおける我が国および他ドナー・機関の援助動向
- ④評価 5 項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)の作成に協力する。。
- ⑤PDM(案)(和文・英文)、PO(案)(和文・英文)の作成に協力する(PDM(案)作成に係るワークショップの実施)。
- ⑥上記③④⑤の結果を踏まえ、PDM(案)(英文)(和文)、PO(案)(英文)(和文)、M/M(案)(英文)、R/D 案(英文)および現地調査結果報告書(和文)の作成に協力する。
- ⑦現地調査結果の機構タンザニア事務所、在タンザニア日本大使館等への報告に参加する。

(3)帰国後整理期間(2015年2月上旬～中旬)

- ①事業事前評価表(案)(和文・英文)を作成に協力する。
- ②帰国報告会に出席するとともに担当分野に係る結果報告を行う。
- ③詳細計画策定調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1)、(2)のすべてとする。

- (1)担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

なお、上記成果品は電子データ(CD、写真データ等を含む)を以て提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1)航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

10. 特記事項

- (1)業務日程／執務環境

1)現地業務日程

現地派遣期間は2015年1月14日～2月5日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

2)現地での業務体制

- ア)総括(JICA)
- イ)協力企画(JICA)
- ウ)灌漑技術(農林水産省)
- エ)灌漑開発・灌漑施設維持管理(コンサルタント)
- オ)評価分析(コンサルタント)

灌漑開発・灌漑施設維持管理団員が、2015年1月6日のタンザニア到着で先行して調査を行う予定であり、評価分析団員は2015年1月15日のタンザニア到着、当機構の調査団員と灌漑技術団員は2015年1月22日のタンザニア到着を予定しています。本業務従事者は、当機構の調査団員と灌漑技術団員に先立って農業省灌漑局との協議、全国の灌漑スキームの訪問、調

査を実施し、また、先に派遣される予定の灌漑開発・灌漑施設維持管理団員と協力し、調査結果を団内で共有、議論しつつ継続して担当事項に係る業務を実施することが想定されています。

3) 便宜供与内容

機構タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舎手配
あり
- ③ 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
機構がアレンジします。
- ⑥ 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業農村開発第二グループ第四チーム(TEL: 03-5226-8441)にて配布いたします。

- ・技術協力プロジェクト事業完了報告書
- ・専門家業務完了報告書
- ・包括的灌漑ガイドライン
- ・円借款「小規模灌漑開発事業」L/A、P/M、プログレスレポート等

(3) その他

- 1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書(Exemption Certificate: EC)または就労許可証(Work Permit: WP)を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、本業務実施契約(単独型)締結後、機構タンザニア事務所より必要書類等をお知らせします。
- 3) タンザニア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、機構タンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講ずることとします。

以上